

# 軽自動車税(種別割) のお知らせ

軽自動車税(種別割)は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の4月1日現在の所有者に課税されます。

令和4年度の税額は次のとおりです。

## 【原動機付自転車・二輪車及び小型特殊自動車】

車種	区分	年税額
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
二輪のけん引車		3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	2,400円
	その他のもの	5,900円

## 【四輪以上及び三輪の軽自動車】

最初(新車)の新規検査を受けた時期により、適用される税額が異なります。自動車検査証(車検証)の「初度検査年月」でご確認ください。

車両区分			税額			
			平成21年3月31日までに新規検査を受けた車両	平成21年4月1日から平成27年3月31日までに新規検査を受けた車両	平成27年4月1日から令和4年4月1日までに新規検査を受けた車両	
軽自動車	三輪		4,600円	3,100円	3,900円	
	四輪以上	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円
			営業用	8,200円	5,500円	6,900円
		貨物用	自家用	6,000円	4,000円	5,000円
			営業用	4,500円	3,000円	3,800円

## 【令和4年度グリーン化特例(軽課)】

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに新規検査を受けた車両のうち、下記の表のグリーン化特例適用の車両にあてはまるもの。

車両区分			グリーン化特例(軽課)適用車両			
			電気・天然ガス自動車など	ガソリン・ハイブリッド車など		
				注1	注2	
軽自動車	三輪		1,000円	2,000円注3	3,000円注3	
	四輪以上	乗用	自家用	2,700円		
			営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物	自家用	1,300円		
			営業用	1,000円		

注1 令和2年度燃費基準かつ令和12年度燃費基準を90%達成した車両

注2 令和2年度燃費基準かつ令和12年度燃費基準を70%達成した車両

注3 乗用営業用のみ

※町が自動車検査証に基づき軽自動車税を軽減しますので、手続きは不要です。

## 軽自動車等の異動手続きはお早めに！



軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で軽自動車等を所有されている方に課税されます。軽自動車等を譲渡、廃車、住所変更したときは、お早めに手続きを済ませてください。これらの手続きをしないと引き続き課税されます。詳しくは、右記へお問い合わせください。

- 原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)→役場税務課
- 二輪の軽自動車、二輪の小型自動車  
→中部運輸局岐阜運輸支局 ☎050-5540-2053
- 軽自動車(三輪・四輪)  
→軽自動車検査協会岐阜事務所 ☎050-3816-1775